

第 1 1 次

宇和島市交通安全計画

(令和3年度～令和7年度)

～交通事故のない宇和島を目指して～

宇和島市交通安全対策会議

ま え が き

車社会の急速な進展に対して、交通安全施設が不足していたことに加え、車両の安全性を確保するための技術が未発達であったことなどから、昭和20年代後半から40年代半ば頃まで、道路交通事故の死傷者数が著しく増加した。

このため、交通安全の確保は大きな社会問題となり、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年6月、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定された。

これに基づき、昭和46年度以降、10次にわたる宇和島市交通安全計画を作成し、国、県、市、関係民間団体等が一体となって交通安全対策を実施してきた。

その結果、愛媛県では昭和47年に244人が道路交通事故で死亡し「交通戦争」と呼ばれた時期と比較すると、令和2年中の死者数は48人と5分の1以下にまで減少し、数値目標の達成に至った。

これは、国、県、市、関係民間団体のみならず市民を挙げた長年にわたる努力の成果であると考えられる。

宇和島警察署管内における交通事故死者数については、平成27年の3人から平成28年には4人と増加し、平成29年は3人となったが、平成30年に7人と大幅に増加し、令和元年に5人、令和2年に4人と増減を繰り返している。

また、超高齢社会が進行していく中、交通事故発生件数における65歳以上の高齢者が占める割合をみると、約5割から6割を占めている。

言うまでもなく、交通事故の防止は、国、県、市、関係民間団体だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、交通事故のない安全で安心して暮らせる快適な宇和島を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければならない。

この宇和島市交通安全計画は、このような観点から、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間に講ずべき陸上の交通安全に関する施策の大綱を定めたものである。

この宇和島市交通安全計画に基づき、国の関係行政機関、県及び市においては、交通の状況や地域の実態に即して、陸上交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。

宇和島市交通安全対策会議

目 次

計画の基本理念	1
第1章 道路交通の安全	5
第1節 道路交通事故のない宇和島を目指して(基本的な考え方)	6
第2節 道路交通の安全についての目標	7
I 道路交通事故の現状と今後の見通し	7
1 道路交通事故の現状	7
2 道路交通事故の見通し	8
II 第11次宇和島市交通安全計画における目標	9
第3節 道路交通の安全についての対策	10
I 今後の道路交通安全対策を考える視点	10
〈重点的に対応すべき視点〉	10
(1) 高齢者及び子供の安全確保	10
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	11
(3) 生活道路における安全確保	13
(4) 先端技術の活用推進	13
(5) 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進	14
(6) 地域が一体となった交通安全対策の推進	14
II 講じようとする施策	15
1 道路交通環境の整備	15
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	15
(2) 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化	17
(3) 幹線道路における交通安全対策の推進	17
(4) 交通安全施設等の整備事業の推進	20
(5) 高齢者等の移動手段の確保・充実	21
(6) 歩行空間のユニバーサルデザイン化	22
(7) 効果的な交通規制の推進	22
(8) 自転車利用環境の総合的整備	22
(9) 高度道路交通システム (ITS) の活用	23
(10) 交通需要マネジメントの推進	23
(11) 災害に備えた道路交通環境の整備	24
(12) 総合的な駐車対策の推進	25
(13) 道路交通情報の充実	26
(14) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	27
2 交通安全思想の普及徹底	28

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	30
(2) 効果的な交通安全教育の推進	34
(3) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	34
(4) 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進	38
(5) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	39
3 安全運転の確保	39
(1) 運転者教育等の充実	39
(2) 運転免許制度の改善	41
(3) 安全運転管理の推進	41
(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進	42
(5) 交通労働災害の防止等	42
(6) 道路交通に関連する情報の充実	42
4 車両の安全性の確保	43
(1) 車両の安全性に関する基準等の改善の推進	43
(2) 自動運転車の活用の推進	44
(3) 自動車アセスメント情報の提供等	44
(4) 自動車の検査及び点検整備の充実	44
(5) リコール制度の充実・強化	45
(6) 自転車の安全性の確保	45
5 道路交通秩序の維持	46
(1) 交通事故防止に資する交通指導取締りの推進	46
(2) 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の推進	47
6 救助・救急活動の充実	47
(1) 救助・救急体制の整備	48
(2) 救急医療体制の整備	50
(3) 救急関係機関の協力関係の確保等	50
7 被害者支援の充実と推進	51
(1) 自動車損害賠償保障制度の充実等	51
(2) 損害賠償の請求についての援助等	52
(3) 交通事故被害者支援の充実強化	52
8 研究開発及び調査研究の充実	54
(1) 道路交通の安全に関する研究開発の推進	54
(2) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化	55
第2章 鉄道交通の安全	56
第1節 鉄道事故のない宇和島を目指して	57

第2節 鉄道交通の安全についての対策	58
Ⅰ 今後の鉄道交通安全対策を考える視点	58
Ⅱ 講じようとする施策	58
1 鉄道交通環境の整備	58
（1）鉄道施設等の安全性の向上	58
（2）運転保安設備等の整備	59
2 鉄道交通の安全に関する知識の普及	59
3 鉄道の安全な運行の確保	59
（1）運転士の資質の保持	59
（2）安全上のトラブル情報の共有・活用	59
（3）気象情報等の充実	60
（4）大規模な事故等が発生した場合の適切な対応	60
（5）運輸安全マネジメント評価の実施	60
（6）計画運休への取組	60
4 鉄道車両の安全性の確保	60
5 救助・救急活動の充実	61
6 被害者支援の推進	61
第3章 踏切道における交通の安全	62
第1節 踏切事故のない宇和島を目指して	63
第2節 踏切道における交通の安全についての対策	63
Ⅰ 今後の踏切道における交通安全対策を考える視点	63
Ⅱ 講じようとする施策	63
1 踏切道の構造の改良の促進	63
2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	64
3 踏切道の統廃合の促進	64
4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	64
【参考資料】	
過去、10年間における宇和島署管内の交通事故推移	66